

2024年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 中東編 －

(2023年11月～2024年2月実施)

2024年10月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目次

8. 中東地域

GCC	1	オマーン	10
アラブ首長国連邦	2	カタール	12
イエメン	4	クウェート	13
イスラエル	5	サウジアラビア	14
イラク	6	トルコ	18
イラン	8	ヨルダン	22

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	原産地証明	・GCC諸国間の輸入税免除及び対外統一関税5%が設定されており、GCC(湾岸協力会議)諸国(UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6カ国)の産業保護育成のため、関税免除の場合、政府の発行する原産地証明が必要。	新規	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	不合理な製品安全規制	・2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、その後、規則に規定されていない要求が当局指定の認証機関宛に連絡され、その認証機関宛の連絡内容(要求)が、官報公示など公式連絡がないうまま、認証機関により製造者/輸入者への強制適用されている。加えて、その適合実施に対する十分な移行期間も設定されていない。認証書有効期間にも関わらず、適用規格の更新があった場合、適用規格の更新対応が要求される。	継続	・追加要求は規則を改正し、その改正内容を公示して広く意見を募集後、対応が可能な移行期間を設定しに実施をする。	・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliance ・The maintenance of the validity of G-Type examination certificates
2	日機輸	不合理な製品安全規制	・SASO 2885:2018を基準とした洗濯機の省エネ性能規格の採用の動き。一部のメンバー国では強制的省エネ規格が存在するが、GCC全体でSASO規格を洗濯機の省エネ性能基準やラベルを強制、統一しようとしているのか、意図が不明。	継続	・早期の情報提供を要望。 ・GCCで採用する規格は国際基準に整合させた基準を採用して欲しい。	・SASO 2885:2018
3	日機輸	適合性評価の重複	・湾岸諸国(GCC)地域では、統一的な製品安全規制を規定するGCC低電圧機器技術規則が導入されているが、当該規則の対象である機器(家電製品)に対し、UAEでは国独自の適合性評価制度が課されており、GCC低電圧機器技術規則(試験および登録)とは別に、国の認証取得が要求されている。GCC低電圧機器技術規則の対象範囲は数年以内にIT機器・AV機器へ拡大することが予想されており、適合性評価の重複により、産業界の不要な負担が拡大することが懸念される。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。	継続	・加盟国各国の規制をGCC低電圧機器技術規則に整合させ、GCC低電圧機器技術規則の対象製品に、国独自の適合性評価(強制認証など)を課さないで頂きたい。	・BD-142004-01 Gulf Technical Regulation on Low Voltage Equipment and Appliances(電気安全およびEMCに関するGCC技術規則)
4	日機輸	二重規制、国際規格採用の不合理	・湾岸諸国基準認証統一に伴い、2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、各加盟国の現行規則へも適合が要求され、二重の適合性評価を要求される。本湾岸技術規則において、適用規格はIECの最新規格を引用しているが、その採用において最新規格発行後、1年の適用猶予期間が設けられることになったが、1年の適用猶予では最新規格の試験を実施できる試験所が不足する。全適用規格の公表がされないため、適用規格判断が困難。	継続	・規制対象製品に対して、本湾岸技術規則施行後は、各加盟国の現行規則への適合義務は失効とする。 ・IEC最新規格を適用規格として採用する際は、適用に際し旧規格との十分な移行期間を設定する。 ・適用規格リストを公示する。このとき、旧適用規格と新適用の適用への移行期間も明記する。	・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資出資規制	<ul style="list-style-type: none"> 多くのGCC諸国において、徐々に緩和が進んでいるものの、いまだに外資出資規制が行われており、販売拠点進出の障害となっている（商業資本外資独占投資に制限がある）。 2020年11月23日に、UAE会社法の改正が発表（Federal Decree Law No. 26/2020 (Decree)）。 2021年6月1日より、UAEで新会社法が施行され、例外規定を除き、オンショアで外資100%資本の会社設立が可能となったが、弊社に必要な卸売り・小売りは例外規定に含まれている。また代理店保護法は存続しており、以前締結をした独占契約は有効であるため、事業活動範囲に制約が生じている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 販社として機動的な販売活動を実現するため、外資規制のさらなる緩和及び代理店保護法の撤廃をして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> Agency protection law 代理店保護法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	不正・不良輸入業者の常習犯化	<ul style="list-style-type: none"> 差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性がある。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASO (UAE版RoHS) などの必要書類添付の上手続きをしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まってほしい。 密輸を防止してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法 意匠法 通関手続き、国境管理
2	日機輸	非課税限度額制限	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便EMS便受付停止の際の代替輸送として国際宅配便（DHL社）にて運用を行っているが、非課税限度額制限により制度利用による個人消費輸入品の大半が課税対象となることと、輸入国側検査における手続き費用が別途発生する。また、輸入通関手続に日数を要する。 尚、個人消費輸入品の大半が日本国内販売を基準としているため、海外輸送における通関必要書類（正式書類）を入手することはほぼ皆無である。 ※個人消費輸入は同書類を入手できない限り不可となる。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 個人消費輸入品の免税措置。 会社制度利用の個人消費輸入品への簡易通関措置。 	<ul style="list-style-type: none"> 非課税限度額制限 ー2022年12月よりAED1,000からAED300に引き下げ。 ー法人宛、個人宛問わずAED300を超える貨物は正式通関の対象となる。 ー輸入通関も厳格に厳しく内容を審査されていく。
5. 税制						
1	日機輸	新規法人税導入の実施細則の不足	<ul style="list-style-type: none"> UAE政府は2023年6月1日から新たに法人税を導入。しかしながら、同税法導入後も詳細が後追いで発表されるなど対応に苦慮。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> 法人所得税の課税要件の早期決定に向けて働きかけ願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得税法
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	税関での水際取締にかかる問題点	<ul style="list-style-type: none"> UAEは中近東におけるハブ港である。税関検査は、UAE国内貨物のみしか行なわれない。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> トランジット貨物を含めた差止めを望む。 	
2	日機輸	模倣品取締対策の強化不足・罰則の不十分	<ul style="list-style-type: none"> 模倣品の撲滅に向けた取組みを行っているが、模倣品が後を絶たない。国際協力による模倣品取締体制の強化不足や模倣品業者に対する不十分な罰則・損害賠償などが要因の一つである。 また、税関などが模倣品を没収したとしても、その没収した模倣品の保管、輸送並びに破棄に係る費用が権利者にとって負担となっている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 下記対応を実施していただきたい。 ー知的財産権執行法令強化。 ー税関取締り強化。 ー模倣品輸入差止手続導入、簡素化。 ー正規輸入者に対する没収模倣品の関連費用負担軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> ACTA-国際模倣品 撲滅貿易協定(2010年10月)
3	日機輸	商標権変更申請手続の遅延	<ul style="list-style-type: none"> 商標の変更申請（住所変更、名義変更など）の手続きに時間がかかりすぎる（5年以上経過しているが終了していない）。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 変更申請手続きの迅速化を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法など
4	時計協	商標権取得に係る費用全般の問題点	<ul style="list-style-type: none"> UAEの領事館認証費用（委任状認証1件当り12万円）が他国の同費用に比較し格段に高すぎる。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 領事館認証費用の引き下げ。 	
5	時計協	商標権取得に係る費用全般	<ul style="list-style-type: none"> UAEの商標オフィシャルフィーが2015年5月より大幅値上げされ、登録料US\$2,720、更新料US\$2,720となったが、他国と比較し高すぎる。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 商標オフィシャルフィーの引き下げを望む。 	

※経由団体：各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の問題点				
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	医機連	環境法規制内容の不一致	・欧州、中国、ブラジル、UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なっており、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。	継続	・各国で食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。	・環境法規制
2	時計協	環境法規制内容の不一致	・環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・イスラエル紛争に端を発して紅海における商船への攻撃が続いている。そのためスエズ運河を経由せずに喜望峰周りで欧州及び紅海周辺国に向けて航路を変更する船社が続発しており、世界中のサプライチェーンに影響を及ぼしている。 具体的には、海上LTの延伸、海上運賃市況の高騰、スペースの制約、将来的なコンテナ不足など。	新規		
2	JEITA	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・船便の遅延は、自社製品ならびに購入材料の納入遅延につながり、お客様、自社の製造ラインがストップする懸念がある。 紅海周辺でイエメンの武装組織フーシ派などによる船舶への攻撃が増加し、欧州とアジアを結ぶ海上物流に大きな影響が出ている。 スエズ運河経由からアフリカ大陸の喜望峰回りへと迂回を強いられている。	新規	・船便航路の安全確保。 ・航路遅延の情報提供。	
3	自動部品	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・紅海での紛争により、2023年12月からスエズ運河を運行できずに喜望峰まわりとなったことで緊急チャージを船会社から請求されている。船会社により内容は異なるが、500USD/TEU超を超えてきている。船会社からのチャージのため交渉の余地もなくそのまま受けざる負えない状況である。	継続	・すべての業界に影響する問題と思うので、JETRO等が全体のかじ取りいただき、アラート発信をいただきたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	Liaison Officeの不在	・在イラクの当社事務所の活動はLiaison Officeとしての活動に限定されているが、イラク会社法上にはLiaison Officeに該当するステイタスが存在しないため、便宜的にBranchのステイタスで登録されている。一方、Branchとして過去4年間に商取引の実績が無い場合には、Company RegistrarはBranchの登録を更新しない、さらにはBranchの閉鎖を命令できるとしており、混乱が生じている。	新規	・商取引の実績がなくてもBranchの登録を維持できるように規則を改訂して欲しい。若しくは、会社法上でLiaison Officeのステイタスを新設して欲しい。	
2	日機輸	イラクへの輸入に係る外資規制	・イラク商業代理店法が2017年11月13日に改訂され、今後運用が開始される可能性がある。当該法の下では、100%イラク資本の企業のみ商品輸入が認められる等、イラク国内企業とのジョイントベンチャーにとっては、ビジネスストラクチャーの変更や、牽いては、撤退を迫られる可能性がある。	継続	・イラク商業代理店法については当局との検討の機会を通じ当社案を申し入れている。	
3	日機輸	クルド自治区のフリーゾーンに関する法制度の未整備	・クルド自治区では、イラク中央政府管轄地域のようにフリーゾーン取得要件が明確でない。2015年より陳情を行っているものの未だに法整備がなされていない。	継続	・フリーゾーン取得要件について法整備をして頂きたい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	関税タリフ登録における恣意的な運用・手続遅延	・特に中央・南部での関税タリフ登録にて混乱・時間を要するケースが続く。関税当局は、①正規輸入者からの提出情報（価格リスト・Invoice）と、②市場にて得た情報、を参照するとのことながら、非正規輸入者によるInvoice情報の採用や、根拠が不明なタリフ設定、あるいは単純に前年の登録情報（車両価格が下がっているにも関わらず）を参照するケースが発生している。また、クルディスタン地域政府（KRG：Kurdistan Regional Government）での輸入関税タリフとの運用とも異なっており、南北におけるタリフの差により、最終的な市場への販売価格の不均衡にも繋がっている。直近一年間ではタリフの統一化の動きはあるが、ハイブリッド車等の新モデルのタリフ登録には依然時間を要している。また、輸入の際に『放射線検査料』や『イラク復興支援費』等の項目で1台あたり数百ドルの費用が徴収されている。	変更	・明確な基準の提示（例えばカテゴリ毎にタリフを設定するなど）及びこれに沿った対応、迅速な手続きをお願いしたい。	
2	日機輸	通関手続の煩雑、ハードデータのみの受付	・イラク中央政府管轄地域では、車両通関時にイラク大使館による貿易査証付きのコマーシャルインボイスと原産地証明書のハードデータが必要。但し、当該書類を貿易省が紛失したことで輸入通関が出来ず、また再発行手続き期間中の港での保管料を徴収されたケースあり。	継続	・関連省庁・組織内での連携強化と標準作業手順書の策定、そしてオンラインでの迅速な更新をお願いしたい。	
3	日機輸	輸入通関のイラク政府内連携不足	・イラク中央政府管轄地域では、車両通関時にイラク大使館による貿易査証付きのコマーシャルインボイスと原産地証明書の事前提出が必要。査証データはイラク大使館商務部⇒貿易省⇒財務省⇒関税局の順に情報がシェアされるのだが、関連省庁・組織内での取り回しと連携の悪さから最終確認者である関税局側で認知されておらず、輸入通関が1か月ほどできなかったケースあり。その際、港での保管期間超過料まで徴収された（2021年度も同様の事態発生）。	継続	・関連省庁・組織内での連携強化と標準作業手順書の策定、そしてオンラインでの迅速な更新をお願いしたい。	
4	日機輸	輸入通関での船積関連書類の査証要求	・輸入通関の為に各船積関連書類に出荷国のイラク大使館での査証を取得することが求められており、イラク大使館での査証取得に一定の期間がかかることにより、本船がイラクに到着しても船積書類が間に合わず現地港での在庫費用が発生しそれを請求されるケースが多々あり。	継続	・船積書類への査証取得を不要として頂きたい。	
5	日機輸	放射能検査の不透明、未周知	・中央政府計画省の説明では「船積み前の放射能検査は不要。本国到着時に全国境で放射能検査を実施している」とのことだが、各官公庁との契約の際は、放射能検査証の提出を求められる場合が間々ある。また、完成車輸入においては国境における放射能検査名目でIQD100,000/台が請求されている。	変更	・各官公庁間で船積み前の放射能検査は不要とする（サプライヤーからの証明書提出が不要である）運用を徹底頂きたい。 ・また、全国境における放射能検査そ	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					のものの必要性、撤廃の可能性についても検討して頂きたい。	
6	日機輸	認定第三者検査機関による検査義務	・石油省の規制により、イラクへの製品輸入にあたり、製造国での第三者検査機関による検査が必要とされているが、認定されている第三者検査機関が正式な通達等もなく変更されることが度々あり、契約履行に影響を来すケースあり。	新規	・認定第三者検査機関を固定して欲しい。 ・また、変更がある場合は正式な通達を発行して欲しい。	
7	日機輸	中央政府管轄地域とクルド自治区の物流困難	・現在、クルド自治区及びイラク中央政府管轄地域間での車両輸送が困難。これは、適合する法規やマニフェスト、輸入関税、Tax等が異なること、輸入前検査の違い等々に起因するもの。	継続	・円滑な物流が可能となるような両地域における省庁間での融通、柔軟な対応をお願いしたい。	
5. 税制						
1	日機輸	二重課税	・二重課税の問題がある。	継続	・二重課税を防止する租税条約の締結について働きかけて頂きたい。	
2	日機輸	Withholding TaxのExemption手続の煩雑	・Withholding TaxのExemption手続きにおいて、本来輸入者がExemptionの対応をすべきであるところ、輸出者にその責を負わせられるケースが散見される。	継続	・Withholding TaxのExemption手続きは輸入者が責任を以て対応すべきものであるということに就いて、税法を明確にし、その運用を徹底して欲しい。	
3	日機輸	免税措置の不履行	・2020年の財政赤字資金調達法によると、関連するイラク本土における免税措置は政府予算の資金不足のため停止されており、現在免除は認められていない。 また、クルド地域においても、現時点では免税に関して正式な免税文書はない。よって、免税案件としてENを締結している日本のファイナンス(JBIC/JICA等)を活用した案件においても、免税措置がとられない可能性がある。	継続	・免税措置をとっていただけるよう、働きかけ。 ・免税措置の動向について、情報収集。	・財政赤字資金調達法
4	日機輸	税制の不明確、運用の不統一	・損金不算入について、費用認識に関する明確な基準が無く、毎年異なった見解・解釈が提示され、年度末の会計処理に支障が生じている。また中央とクルディスタン地域政府 (KRG: Kurdistan Regional Government) それぞれで指摘内容が異なることもその要因の一つ。	新規	・明確な基準の提示徹底、運用をお願いしたい。	
5	日機輸	予告なき税制改正	・税制改正 (課税強化) により、2016年から非居住者であるGMに対して予告なくみなしの個人所得税が賦課され始めた。 -みなし所得額: IQD2,000,000/月x12ヵ月=IQD24,000,000 -課税税率: 10% -みなし税額: IQD2,400,000=USD2,000	継続	・税制の変更に際しては、十分な対話機会と周知期間を提供して頂きたい。	
6. 雇用						
1	日機輸	従業員の現地化比率の引き上げ	・2022年12月にクルディスタン地域政府 (KRG: Kurdistan Regional Government) より、在KRG民間企業は社員の現地化率を75%以上に引き上げるよう政令を发出している。 当該政令はイラク国 (KRG含む) の雇用促進等に寄与するものであり思想としては賛同するところだが、発効時期、猶予期間等不明確な部分あり、既存外国人職員の処遇、新規採用対応に関して混乱をきたしている。	新規	・猶予期間の明確なルールの提示、また移行期間における柔軟な対応をお願いしたい。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	製品認証の製造ライン (工場) への監査要求	・イラク省庁の一部で、製品認証のために当該官庁の職員による製品の製造ライン (工場) への監査を要求されることがある。費用負担は申請者の企業負担となるが、外国公務員を日本に招聘する事はコンプライアンス上難しく、非現実的な運用。	継続	・日本などOECD加盟国については当該国の製品認証・規格 (JIS、ISO等) が取れていれば工場ライン監査は免除するように運用して欲しい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日鉄連	自国船の優先配船	・1982年3月、国営船社(IRISL)使用義務付けを中銀が通達。政府買付機関向けには数量が大きいこともあり、特に厳密に適用されている。1990年10月、国営船社の優先使用。500MT以上のロットは原則的にIRISLの使用を義務付けている。条件付(Freightの10%相当をpenaltyとして支払う)で他国船使用も可。	継続	・制度の撤廃。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	船積み前検査の導入	・2015年8月、鉄鋼製品等を含む船積み前検査を導入。	継続		
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	両替の困難	・政府介入あり徐々に公定レート（補助金レート）・市場レート以外の各レートの近似化が図られた。しかし、事務所経費等において、未だ公定レート以外での両替に応じない或いは両替自体に応じない市中銀行もあり、事務所運営に支障が出ている。	継続	・市中銀行による市場レートに近いレート（NIMAもしくはSANA）での両替（Bank Melli等一部市中銀行で両替拒否事例有）。	・為替法
2	日機輸	為替市場の混乱	・制裁・経済政策の影響による為替市場の混乱。9種類の為替レートが存在。	継続	・中銀を含めた金融制度の整備・為替市場の安定化。	・為替法
5. 税制						
1	日機輸	不合理な税務調査	・税務調査において、業務委託料・賃貸費用・福利厚生費用等の事業活動に不可欠な費目が大々的に否認されるケースが頻発している。根拠及び判断の合理性に欠けた徴税目的の否認が横行している。	継続	・明文化されたルールに基づいた公正、且つ透明性の高い税務執行の要請。	・税法
2	日機輸	個人所得税	・個人所得税について、適用レートが属人的な対応で過去に訴求した諸条件・市場レートの適用（差額の納税）を求められるケースが散見される。	継続	・明文化されたルールに基づいた公正、且つ透明性の高い税務執行の要請。	・税法
3	日機輸	二重課税	・二重課税の問題がある。	継続	・二重課税を防止する租税条約の締結について働きかけて頂きたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	税関登録制度の不在	・税関登録制度がない。税関差止めは、裁判所より差止め命令が必要である。貨物を特定して裁判命令を受けることは困難である。	継続	・税関に知財権侵害貨物について職権での差止め権限を付与すること及び税関登録制度の制定を望む。	
2	日機輸	技術転用、リバースエンジニアリング	・プラント等の機械・化学分野に於いて、米国制裁等の影響で新規の機器購買やメーカーからのアフターサービスを受けられないイラン客先やコントラクターがライセンス契約等の規定によらず、独自に改造・製造、リバースエンジニアリング等を行うケースが散見される。	変更	・国際基準に則った知的財産に関わる運用を関係当局を通じ徹底願いたい。	・技術・工業および知的財産権供与に関わる制度
12. 政府調達						
1	日鉄連	パイ・イラン政策	・2009年3月、自国鉄鋼業を保護するため、政府機関が調達する鋼材については国産材に限定することを通達。	継続	・制度の撤廃。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	印刷機械	英国の対イラン制裁制度	・英国で施行されている対イラン制裁制度により、EMEA(欧州、中東、アフリカ)を管轄する弊社英国販売子会社からイランへの販売が出来ない状況。別の販路を検討せざるを得ない。日本からの直接取引も現実問題として不可能なので、製品を保有している顧客への適切なサポート（製品、部品供給）	継続		

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			などが出来ない状況。			
2	日機輸	米国制裁の影響による邦銀の自主規制	・米国制裁に起因する一部邦銀の自主規制により、人道支援ですら新規取引の決済を拒否されるケースが散見される。	継続	・見通しの立てられるような情報の収集と発信を願いたい。	・OFACガイドライン
3	日機輸	米国制裁の影響による債権回収の困難	・米国制裁に伴うイラン市中銀行による自主規制により、既存契約に於ける債権回収に多大な時間・追加費用（人件費・弁護士費用等）が掛かっている。	変更		・OFACガイドライン ・為替法

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	内国価値(ICV)による国産化の強化	・国家事業開発、国営企業事業入札時には国内経済への貢献(In Country Value)内容の提示が求められ、貢献の内容により評価される。より国内での消費が求められている。	継続	・評価プロセスは公開されず交渉の余地無し。	
6. 雇用						
1	日機輸	オマニゼーション	・オマーン人の雇用機会創出のため、企業ごとにオマーン人雇用率が定数的に決められている。今のところ大きな問題にはなっていないが、将来的に人員を増やす場合、あるいはオマーン人を解雇する場合、問題が発生する可能性大。	継続	・個別交渉以外に解決策なし。	・労働法及び個別運用に拠る
2	日機輸	オマニゼーションによるビザ発給制限	・EXPATの職種・タイトルに応じてビザ発給を制限してきたが、その範囲は拡大、運用も厳格化。新規発行も更新も同様の基準で審査される為、現行のスタッフを継続雇用することが困難。オマニゼーションへの貢献に応じて、国営企業との実ビジネスでも優劣がつくこともある。	継続	・国の方針なので仕方ないと思うが、更新に対する基準緩和、もしくは時間的な猶予措置。	・労働法 ・勅令 ・省令
3	日機輸	給与の高騰	・従業員は毎年基本給を3%昇給させることが決まっており、コスト増に繋がる。	継続	・交渉の余地無し。	・労働法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	不合理な適合性評価制度導入	・オマーン適合スキーム(LVTR-低電圧機器技術規格)が掃除機、洗濯機(容量10kg未満)、食洗器の3つの商品カテゴリーに適用される。EMC試験報告書の提出が要件の一つとなっているが、現在、その他の中東諸国ではEMC試験報告書の提出は要求されていない。EMC試験報告書の要求は、製造業者にとって新たな負担で、オマーン向け商品導入の障害になっている。	継続	・オマーンDGSM(規格・計量局)は、EMC試験報告書の提出を撤廃して欲しい。	・Related to product regulation ・製品規格に関する制度
2	日機輸	不合理な適合性評価制度導入	・2021年12月5日にオマーンが適合スキーム技術規則を発行。当初は2022年6月5日から第1ステージ3品目の運用を開始すると告知があった。 -技術規則の発行から当初発表された運用開始日までの日数が短く、対応が困難であった。申請、登録のための電子システムや認証機関の認定など当局側の受け入れも整備されていないと思われる。 -1st Stageについては2022年12月5日まで施行が延期されたと考えられるが、当局からの正式なアナウンスがない。 -2nd, 3rd Stageについての施行日と対象品目が明確でない。(2022年5月の当局の説明会では2nd Stageが2023年1月1日から、3rd Stageが2024年1月1日から施行と説明があった。) -規制情報に関してアラビア語のみで発行される。 -1st stageはオンラインシステムの稼働はなく、また当局から製造者への公式なアナウンスもなく強制施行された。また、評価可能な指定通知機関(Notified Body:NB)の数が少なく、対応が困難。 -2nd stageが2023年12月8日に省エネルギーを規制対象として、1st stage内容発表時から11か月遅れの施行となったが、当局の公式webサイトや官報でのアナウンスがされず、NBのみに通知され、広くアナウンスされない。 -また、NBは1st stageと規制分野が異なるためNBの指定機関数が不足しており、適合対応が困難な状況が常態化している。 -省エネルギーデータを発行するオンライン登録のシステムでの手続きが必須とされているが、システムは施行日から稼働せず、製造者の手続きが施行日までに間に合わないまま、施行がされた。また、施行のアナウンスはNBのみに通知された。 -オンライン登録のシステムでの移行措置、およびガイドラインがアナウンスされたが、これらもNBのみに通知され、製造者は情報が障害なく入手することができず、円滑な適合手続きができない。 -規制は販売規制となっており、市場流通在庫の対応が困難になっている。 -3rd stageについては、当初アナウンスの2024年1月1日の施行には至っていない。現時点で、規制分野(安全か省エネ、或いはその他分野など)、	変更	・通達から施行日までの十分な準備期間の検討。 ・2nd, 3rd Stageについて施行日と品目の明確化。 ・各Stageにおいて猶予期間の設定。 ・規制情報についてはアラビア語と英語両言語での発行。 ・規制化の予定、動きの当局webサイトでの英語での公開。 ・規制のアナウンスは官報公示等を通じて、公式通知として、NBだけに通知せず、通知先を限定しない広いアナウンス。 ・販売規制の撤回。 ・3rd stage規制化においても、上記課題の改善と明確化。	・Omani Type Examination Certificate for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances ・Guidance on Conformity Assessment Procedures (CAP) for Omani Energy Efficiency Labelling Scheme

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			施行日、移行措置の有無などが明確にされていない。			
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	PPP案件における上場義務	・官民共同案件において設立した特別目的子会社（SPC）の上場義務により、大々的な株主総会の開催、上場に絡む各種手続きが発生する上、配当金額も案件出資には予想しにくい。	継続	・当該規定が投資へのハードルを上げていることを理解して欲しい。	・商業会社法
15. 新型感染症に起因する問題						
1	日機輸	COVID-19による入国規制	・新型コロナの感染ピーク時は入国規制、隔離等が他国同様に実施されていたが、比較的短期間で済んだものと思われる。	継続		
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	イスラエルのガザ侵攻による事業への影響の懸念	・イスラエルのガザ侵攻につき直接の非難を避ける日本への風当たりは少なからずあるものと思われる。現状ガザ発給規制他安全面での問題は表面化していないが、引き続き注意が必要と思われる。	継続	・在オマーン日本大使館主催の安全対策協議会を定期的に開催情報共有。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	外貨送金の遅延	・USD数十万ドル程度以上の外貨送金に遅延が発生することがある。	変更	・カタール国財務大臣から市中銀行に対し、外貨送金を遅滞なく行うよう指示頂きたい。	
5. 税制						
1	日機輸	税務申告の査定書、納税証明書発行の遅延	・Income Tax Lawに基づき、客先よりリテンションの支払いについてカタール税務当局が発行する納税証明書の提出が要求されるが、当該証明書の発行に非常に時間がかかる。 2014年9月末に税務申告の電子化移行が発表されたが、当該システムが軌道に乗るまでは相当の時間を要するものと思われ、納税証明書の発行については、当面、更なる遅延が予想される事態となっている。	継続	・税務当局が当該税務申告の電子化を早期に制度として定着させ、査定業務の一層の迅速化を図り、バック・ログの大幅削減を速やかに実現するよう強く希望する。	・ Qatar Tax Law (No. 24 of 2018)
2	日機輸	税務申告の査定書、納税証明書発行の遅延	・税務申告の査定書発行までに長時間を要する上、査定が税法に照らし許容し難い内容であるため、当該査定に対し異議ならびに不服申立てを行うことで申告内容の正当性を争わざるを得ず、不要な経済的負担を強いられる事例が散見される。	継続	・税法に即した査定書の発行が遅滞なくなされるよう強く希望する。	・ Qatar Tax Law (No. 24 of 2018)
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可証取得のためのBlock Visa発給の遅延、厳格	・工事事務所において複数年単位で申請が求められるBlock Visaの発給要件が厳格化の傾向にあり、案件発注者の支援状を以てしても発給に多大なる時間を要する事例が散見される。	変更	・契約済案件の雇用に係るBlock Visaについてはその発給が案件発注者等の特段の支援なしに遅滞なく行われるよう強く希望する。	・ Qatar Labour Law (No.14 of 2004) & Amendments ・ Qatar Immigration Law (No. 21 of 2015)
2	日機輸	労働許可証取得のためのBlock Visa発給の遅延、厳格	・商取引を行わないリエゾンオフィスにおいてもここ数年Work VISA枠(Block Visa)の発給が滞り、VISA発給に時間を要する傾向がある。	継続	・少なくとも学士の学位(Bachelor's degree)を持つ職員にはWork VISA枠を適時発給していただきたい。	・ Qatar Labour Law (No.14 of 2004) & Amendments ・ Qatar Immigration Law (No. 21 of 2015)
3	日機輸	ビザ申請の不合理的	・インダストリアルシティ（ラスラファン、メサイードなど）を訪問する際のBusiness Visaの申請は、受け入れ側の政府系企業に依頼して行う必要があり手間がかかる。以前は、訪問する側でも申請できていたが、Covid-19の影響が何かで、それができなくなったと聞いている。	新規	・以前のように、訪問する側で申請可能なように、見直しを働きかけて頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	PPP案件承認の煩雑・遅延	・発電や水処理設備などのPPP案件の進捗が非常に遅い。PPP案件はその内容に関わらずクウェート官民連携事業庁（KAPP：Kuwait Authority for Partnership Projects）という専門機関が計画から契約締結まで取りまとめるが、多くの段階で複数の関係省庁の承認を得ながら進めるため、非常に時間が掛かる。	継続	・ PPP案件の円滑な実施。	・ PPP法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	出荷前検査義務付け	・ 通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが（クウェート：KUSO）、コストが非常に高額であり、検査内容も頻繁に変更される。クウェート向け出荷前商品検査は100%実施される。	継続	・ 出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診して頂きたい。	・ Related to customs law ・ 税関関連法
2	日機輸	貿易書類における領事査証取得義務	・ インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。	継続	・ 領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診して頂きたい。	・ Related to customs law ・ 税関関連法
5. 税制						
1	日機輸	オフショア課税	・ クウェートとイギリス、フランス、ドイツ、韓国との租税条約では、Offshore Supplyは課税対象外の旨、議定書等に記載があるが、クウェートと日本の租税条約には明確な記載がない。その結果、日本企業のクウェートPEのOffshore Supply所得についても、クウェート国内法が適用され課税となるため、二重課税が発生している。	継続	・ 別途クウェートとの議定書を締結し、Offshore supplyは課税対象外と明確にして頂きたい。	・ Income Tax Decree amended by Law no. 2 of 2008（第1条） ・ 日・クウェート租税条約第5条、7条
2	日機輸	税務署のCertificate取得手続の遅延	・ 税務署から発行されるNo Objection CertificateやTax Clearance Certificateを提示しないと客先から5%のTax Retentionを回収できないが、そのCertificate取得に数年単位の時間がかかる。そもそも申請しても税務審査・調査がすぐに始まらない。	継続	・ Tax Retention制度を撤廃していただきたい。 ・ 税務審査を速やかに開始して、Tax Certificateを早急に発行していただきたい。	
6. 雇用						
1	日機輸	主要な発電所や工場に入る際の内務省のゲートパス取得	・ 主要な発電所や工場に入る際には、保安の目的で、内務省（警察）が敷地内の入出する訪問者を管理するため入所前にゲートパスの申請・取得・提示を要求している。その申請と取得に多くの日数がかかる。国内でCivil IDを持たない海外からの訪問者は、Commercial Visaを取得した上で、空港到着後に入国の際のパスポートのスタンプを取得してからの申請となり、そのスタンプのコピー（写真可）が提出要求され、その後さらに2～3日かかることから、短期出張者はその間無為に時間を費やすことになり非常に不便である。	新規	・ 海外からの訪問者もゲートパスの取得には即日発行となるように手続きを改善して欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	現地調達義務	・EPC案件、PPP含む事業投資案件とも現地調達義務が課せられているが、調達比率が現地品の事情に即しておらず、要求工期および要求性能を満たす上で問題あり。	継続	・現地調達比率の緩和。 ・当国企業と外資系企業との公平な競争の為のプロジェクトオーナーによる現地調達一律手配および支給。	
2	日鉄連	自国鋼材優先購入	・国内産業保護のため、HADEEDの棒鋼、線材を優先購入(BUY SAUDI政策)がなされる。特に政府のConstruction Tenderでは丸棒はHADEEDのものが優先され、ConstructorにもJob Owner/Consultantから直接・間接のプレッシャーがかかる。	継続	・BUY SAUDI政策の撤廃。	
3	日機輸	資本金、投資者による業務制限	・資本金、投資者による業務制限について、トレーディング取引を含む商業ライセンス取得の要件として、資本金SAR 30 million (JPY10億*100%外国法人の場合)との条件があるが、金額が高くかなりハードルが高い。	新規	・ビジネス規模によって、適格な資本金要件などを検討願いたい。	・投資省規定、Service Manual 2023 03.07.02
4	日機輸	トレードライセンスでのインデント取引の不認可	・サウジアラビアの現地法人に付与されているトレードライセンスでは、本社とサウジアラビアの客先との間に入って商取引をサポートし、そのサービスの対価を得る、いわゆるインデント取引が認められない。(エージェント取引に該当し、その許可を得ることが難しい)	継続		
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	輸入関税引き上げ	・2020年6月20日より、サウジアラビア税関は鉄鋼製品を含む約1300品目に対して関税引き上げを実施。当初、6月10日から引き上げを開始するとしていたが、同日にいったん延期が発表され、再度6月20日から適用が開始された。	継続	・関税の引き下げ。	
2	日機輸	UAEからの輸入品に対する輸入税賦課	・2021年7月より、UAEからサウジに輸入される産品（当社の場合では鉄鋼製品）にこれまでGCC内では課税されていなかった輸入税が賦課されている。GCC内でUAEのみの措置となっており、当社のUAEからサウジへの輸入取引に影響が出ている。	継続	・GCC他国と同じ扱いとして欲しい（非課税に戻して欲しい）。	
3	日機輸	通関規制の煩雑・不明確	・SABERオンラインプラットフォームに全輸入品を事前登録しなければならないという輸入規制あり。 ・ルールが不明確で、変更も多い。 ・COC取得の流れが不明確で取得に、1年以上かかっている。 ・発電プラントの定期点検に必要な部品でも、SABER対象としてCOCを取得するため、スムーズな出荷ができず、またSABER COC取得のための追加費用が発生している。	継続	・規制内容の明確化。 ・COC取得の簡素化。 ・定期的に出荷する部品（左記の定期点検用部品など）のCOC免除など。	
4	日機輸	輸入通関時の開品検査	・コンテナヤードにて、かなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する（1割程度）。また多大な時間もかかり、かつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。前年に比べると、積み直し時のダメージは減少。 2023年度、サウジアラビアの顧客が破損した商品を受け取り、当社はクレームを受けた。しかし、調査の結果、税関検査場で破損したことが判明し、問題は継続している。	継続	・検査率が他国に比べあまりにも高いため是正を働きかけて欲しい。	・Related to customs law ・税関関連法
5	日鉄連	サウジ・スペックに基づく出荷前・通関検査の煩雑	・品質チェックのために、各品種において規格化を進めており、鉄鋼については主要品種の規格化を推進。丸棒、バーインコイルを対象としたSAUDI SPECに基づく通関検査を行う。	継続	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
6	日鉄連	輸出品本体への原産地表示印刷義務	・問屋よりユーザーに売られる際、原産地明示を義務化しており、サウジに輸入される全ての鋼材のEach Pieceごとに原産地国名をペイントする。 2009年2月1日、サウジ向け全貨物の原産国外装表示の規制強化（サウジ税関よりの指令）。全ての貨物の外装（カートン等）に原産国の表示を印刷またはスタンプすることが必要となった。	継続	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	日機輸	規制対象品目の予告なき追加、不透明な運用	・ 法文及びガイドラインに規制対象となるHSコードが記載されているが、それがどこかの時点でSABERシステム上で法文上に記載のないHSコードが追加され、規制対象が増えた。法文、ガイドラインの改正もなく、事前通知もないため、SABER上でしか知ることができず、わかった時点から適合性評価やテストレポートの準備等を始めると、数か月間サウジアラビア市場に製品を出すことができない。繊維規則だけでなく、他の技術規則も含めて、法文上のHSコードリストが更新されずに突然システム上で追加することは将来的な混乱が予想される。	継続	・ SABERでHSコードを追加する場合は、法律を改正しHSコードリストを改正すると事前に通知をして頂きたい。その上で、準備するための十分な猶予期間を設けるべきである。	・ Technical Regulation for Textile Products
5. 税制						
1	日機輸	法人税格差	・ 外資系企業の法人税20%に対し当国企業およびGCC諸国の企業はザカート(喜捨税) 2.5%のみ、外資系企業および当国企業が参加するPPP含む事業投資案件等において公平な競争を阻害。	継続	・ PPP含む事業投資案件等における外資企業への適用除外ないし減税措置、或いは入札評価等における当国企業と外資企業への同一税率の見直し適用。	
2	日機輸	二重課税	・ 二重課税の問題がある。	継続	・ 二重課税を防止する租税条約の締結について働きかけて頂きたい。	
3	日機輸	租税条約の不遵守	・ 使用料に関しては日沙租税条約において限度税率5%と規定されるが、税務調査で否認され、国内法税率15%で課税されるケースがある。契約、実施内容とも使用料(ロイヤリティ)であることが明確であるにも関わらず、異議申し立ても特段の説明もなく却下される。国内法において、関連者への送金がすべからず、源泉所得税の対象となっている。この点、日沙租税条約第22条において両国に広範な課税権を認めているようにも読めるが、日本税務当局から外国税額控除の適用に疑義を示されるケースがある。	継続	・ 租税条約の順守を要望する。	・ サウジ国内法Article63 ・ 日沙租税条約第12条
6. 雇用						
1	日鉄連	サウジ人雇用規制の強化	・ サウジアラビアには、「サウダイゼーション」と呼ばれるサウジ人雇用強化政策があり、一定比率のサウジ人の雇用が義務付けられている。工場の運営などはインドなどからの出稼ぎ外国人労働者により行われていることが多く、工場運営の阻害要因となっている。	継続		・ ニターカート・プログラム
2	日機輸	サウジ人雇用規制の強化	・ 総務、出納、官辺対応などの職種がサウジ人限定となっており、且つより多く、専門性職種(経理など)も今後増やされていく傾向があるが、一方で同国での人材育成が必要に迫らざる、適正コストで適格な人材を確保することが難しい。	新規	・ ビジネス規模、従業員数等によって、サウジ人限定職種の緩和を願いたい。	・ 労働局規定「Guide to professions restricted to Saudis」
3	日機輸	サウジ人雇用規制の強化	・ 給与等処遇水準が相対的に高く且つ給与を下げてはならない当国民の雇用義務は、事業採算および会社運営等において問題あり、事業拡大、事業投資および新規進出等の阻害要因。	継続	・ 外資への義務適用撤廃ないし大幅緩和。 ・ 政府による給与格差補填等の措置。 ・ 中等および高等教育の拡充。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	技術指導員派遣のビザ手続きの煩雑化	・ 技術指導員派遣のビザ手続きについて、以下の問題がある。 - Temporary working visaの取得を要求されるケースが増えている。駐在員の労働ビザとほぼ同じ手続きと所要時間が必要となる。 - 書類準備、申請所要時間が長い故(1-3か月)、申請者は同期間中に出国等ができない。従って、長い待機期間が発生し、派遣者の人選が難航する。 - シングルビザしかなく都度申請することが必要で、緊急対策できない。	新規	・ 申請手続き、要求書類の簡素化、或いはマルチビザの検討を願いたい。	・ 労働局要求、客先プラントの安全管理部門の要求
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	不正・不良輸入業者の常習犯化	・ 差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性もある。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASO(サウジアラビア版RoHS)などの必要書類添付の upstream をしている	継続	・ 税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小	・ 商標法 ・ 意匠法 ・ 通関手続き

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			のに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。		売業者を取り締まってほしい。 ・密輸を防止してほしい。	・ 国境管理
2	日機輸	商標使用許諾契約書の特許庁への登録義務	・ 商標使用にかかる使用許諾契約書をサウジ特許庁に登録する制度・義務が新たに導入された。商標使用権は必ずしも代理店に付与される性質のものではない。商標権者が代理店に商標使用にかかる権利は与えず、(消極的に)異議を唱えない運用をすることで足りる。代理店に対して「商標使用権の付与」を行い、それを登録することまで制度上要求するべきではない。政府は、商標使用が常に権利付与されるわけではなく、また各国において登録されているわけではないことを理解すべきである。	継続	・ 商標使用許諾書を現地登録する制度は、廃止されるべき。	・ Related to Intellectual property rights ・ 知的財産制度
3	時計協	知的財産総局における権利行使手続の遅延と摘発結果の開示不足	・ 2021年に商業投資省から知的財産総局 (SAIP) に商標権利行使の管轄が移管されたが、提訴から摘発までの時間が以前より長くなっている。知的財産総局への商標権利行使の管轄が移管された後、摘発結果の開示について以前に比べて開示内容が限定されている。	新規	・ 摘発手続の迅速化を要望する。 ・ 摘発結果の開示内容について従来と同等レベルに変更することを要望する。	
4	日機輸	知的財産総局における権利行使手続の遅延と摘発結果の開示不足	・ 2021年に商業投資省から知的財産総局 (SAIP) に商標権利行使の管轄が移管されたが、提訴から摘発までの時間が以前より長くなっている。知的財産総局への商標権利行使の管轄が移管された後、摘発結果の開示について以前に比べて開示内容が限定されている。	継続	・ 摘発手続の迅速化を要望する。 ・ 摘発結果の開示内容について従来と同等レベルに変更することを要望する。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	未整備な安全認証制度の強制実施	・ 2019年1月より実施の安全認証制度が当月に到達され、メーカー・代理店の準備期間がまったく与えられなかった。また、当局の認証システムも確立されておらず、認証取得は実際には不可能だった。1月末に強制導入から任意導入に切替えられた。 SABERの対象が広がっているが追加製品カテゴリーの到達や製品法規がない。 技術法規の範囲内でない商品 (スベアパーツ等) のSABER登録に必要な書類は、公認機関によって異なる。	継続	・ 今後の製品法規の導入に際しては、メーカーと当局の双方に十分な準備期間を設けて到達→導入して欲しい。 ・ 全ての製品カテゴリーの申請をシステムで受け付けるべき。	・ Related to product regulation ・ 製品法規
2	日機輸	不合理なEMC規制要求	・ EMC規則において、以下の問題がある。 - EMC技術規則がアラビア語でのみ発行されており、正確な要求事項を確認できない。 - 市場流通在庫も規制対象とされており、実施までの猶予期間が設定されていても、対応が困難。 - 5.4項『説明データ』の本体載要求の記載内容が不明確で、具体的な記載内容が特定できない。	新規	・ 英語での技術規則の発行。 ・ 販売規制の廃止・撤回。 ・ 5.4項の要求事項の具体的な記載内容、および対応方法を含め、EMC技術規則適合方法の明確化。 例えば、ガイドラインの発行や当局webでの具体情報の公開など。	・ EMC Technical regulation
3	日機輸	スベアパーツへのレポート要求	・ SABER登録対象製品に対して、スベアパーツの追加登録を要求し、登録において必要文書としてスベアパーツとしての試験レポート (CBレポート) など、一般的に発行されないレポートの提出が必要となる。	継続	・ 規則の見直し。 ・ スベアパーツの登録要求の撤廃。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	Distributor登録要件の未整備、不明確	・ 「distributorship」契約 (販売店が一度買い取って顧客に再販し、差益を得る) は、「Agency」 (販売契約は本人と顧客の間に成立し、代理人は成約コミッションを得る) 契約と異なるが、「Law of Agency (代理店法)」に基づき、サウジ商業省への登録が要求される。Distributorshipにかかる詳細なガイドラインや審査基準が公表されておらず、管轄官庁は、Distributorship契約書をAgency法の基準で審査し、契約書の条項に対して法律不適合として、修正を指示する場合がある (例えば契約書の準拠法をサウジ法とする等)。 また、(税関でなく) 商業省にて契約書登録をする目的が明確でない。他の諸外国では、商業省で契約書の登録が要件とされている国はほとんどないが、商業活動に特に支障が生じているわけではない。したがって代理店契約	継続	・ Distributorshipにかかる詳細なガイドラインや審査基準が公表されるべき。 ・ 私企業間での契約の条件決定については契約の自由が保障されるべきであり、 ・ 代理店契約書の登録要件や、登録しない場合の罰則規定は廃止されるべき。	・ Registration of distributor 「Distributor」の登録

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			書の登録要件や、登録しない場合の罰則規定は廃止されるべき。			
12. 政府調達						
1	日機輸	RHQ制度導入による政府および政府系の調達における参加制限	・2024年1月より、サウジ投資省主導による地域統括会社（RHQ）制度が導入される予定であるが、これによりサウジ国内にRHQ(地域統括拠点)を持たない企業は、政府および政府系調達が制限される可能性がある（当社としてサウジにRHQを設立する方針は未定であるが、困難）。	継続	・RHQ適用範囲を政府との直接取引のみに限定し、RHQ必要要件を緩和してほしい(必要とする採用人数や海外拠点数、RHQでの業務内容など)。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	新再生エネルギー支援スキーム (YEKDEM) の FIT 条件	・トルコ政府は太陽光・風力を中心に再生エネルギー拡大を計画（新再生エネルギー支援スキーム (YEKDEM)）しているが、今後はポテンシャルの高い洋上風力の導入が期待される。 トルコでは経験のない洋上風力については外資招聘が必要になると思われるが、現状のFIT（固定価格買取制度）条件は外資が参入しづらいものとなっている。	継続	・FIT条件の改善（外貨ベース、期間15～20年間等）。	・New YEKDEM scheme
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	高輸入関税	・当社取扱品目の内、FTA未締結である日本、中国、インド製品において輸入関税が発生するため、本来、価格競争力があるにも関わらず、輸入関税フリーである欧州製品との競争力が失われている。（化学品部）	変更	・対象国とのFTA締結。	
2	日機輸	高輸入関税	・トルコから日本への輸出品（農産加工品食品）について、価格競争力があるにも関わらず日本とのFTA・EPA・TPPの先行する競合国（EU、チリ等）に対し日本の輸入関税によって競争力を失う状況。（食品部）	変更	・日土FTA（又はEPA）の早期締結。	
3	日農工	高輸入関税	・トラクタCBUの輸入関税が25%と高い。	継続	・EPA等で関税を下げたい。	
4	時計協	高輸入関税	・中国製品に特別1個当たりUS\$2.10が課税される保護政策を取っている。	継続	・規制撤廃。	
5	日鉄連	関税引き上げ	・2020年4月18日、鋼板類、ステンレス鋼板類、形鋼、棒鋼の関税を引き上げ。 ・2020年4月21日、棒鋼、線、鉄管の関税を引き上げ。 ・2020年5月20日、鋼板類、線、鋼管類の関税を引き上げ。 ・2020年6月28日、形鋼、線の関税を引き上げ。 ・2020年7月14日、4.18の引き上げ適用期間を9.30まで延長。 ・2020年9月24日、4.18-6.28公表の引き上げ適用期間を年末まで延長、一部は2021.1以降も適用となった。 ・2021年1月1日、4.21-6.28公表分を対象として、追加関税率を再設定（適用期限は確認されていない）。 ・2021年1月1日、4.18引き上げ分については、措置終了（延長公示なし）。 ・2022年12月31日、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施（2023.1.1～発効）。 ・2023年1月28日、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施（官報公示から30日後に発効予定→延期を受け、同年5月1日に発効）。 ・2023年12月31日、2024年1月以降の発行関税率および追加関税率を公表、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施。	変更		
6	日機輸	関税引き上げ	・2020年のトルコ輸入関税引き上げにより、日本の顧客がトルコ国内に設置する製造設備向け定期交換部品の輸入において大幅な関税額増となった。今後についても同様の事態を懸念。トルコ国内の生産活動、特に主に輸出に貢献するものは免除措置など準備されるべき。（食品部）	継続	・追加関税の撤廃、又は免税・減免措置の設定・運用の明確化。	
7	日機輸	追加関税措置	・2020年4月以降の一連の追加関税措置により日本製建設機械本体に5%（補給部品は種類に抛り7-40%）の追加関税が課されており、当該追加関税の対象とならない欧州や韓国製製品との厳しい競争を強いられている。	継続	・追加関税の撤廃。	・税関関連法
8	時計協	追加関税措置	・追加関税措置（4月18日～9月30日の時限措置）として、日本・中国を含む指定地域からの商品に45%の追加関税が課されている（EU/EFTAは追加課税非対象なのでスイス製ブランドは課税対象外）。 2020年10月以降も追加関税措置は継続となる（追加関税率は25%に軽減）。 2021年4月21日から追加関税率は10%に軽減。 ※2023年8月現在も継続中	変更	・追加関税の撤廃。	・4月17日付官報31103号 ・大統領令2424号
9	日鉄連	アンチダンピ	・2023年10月31日、経済省が日本、中国、インド、ロシアから輸入される	新規		

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		ング措置	熱延鋼板に対してアンチダンピング調査を開始。			
10	日鉄連	セーフガード措置	・2023年11月3日、経済省が線材輸入に対するセーフガード調査を開始。 -2023年12月31日、経済省が暫定セーフガード税の賦課決定を官報公示し、官報公示の7日後から200日間にわたり、トン当たり175 USDの暫定セーフガード税を賦課。	新規		
11	日機輸	関税差による競争力低下	・トルコと関税同盟を結ぶEU諸国および英国、FTAを結ぶ韓国からの関税が免除される一方、日本からの建設機械、フォークリフト輸入については関税が課され（建機：5%、フォークリフト：11.0～11.5%）、欧州・韓国製に対し競争力が大きく損なわれている。	継続	・日・トルコEPAの早期決着をお願いしたい。	・日本トルコEPA
12	日機輸	製造年規制による輸入制限	・建設機械の主要機種は製造年が当年度の機械しか輸入通関ができなくなっており、10-12月の船積みを妨げる要因となっている。結果年末にかけての在庫不足、年始の船積み集中による代理店の資金負担増等を招いている。	継続	・製造年による輸入規制の緩和。	・税関関連法
13	日機輸	通関規制の不明確	・食品輸入の規制が厳しく基準が明確でないと認識。食品サンプルの簡易輸入と正規輸入との境界（重量等）、正規輸入の要件が明確に説明されておらず、2021年に発生した食品サンプルでは輸入を断念し空港で廃棄する事態となった。（食品部）	継続	・規制の緩和、基準の明確化、税関毎の理解を標準化し運用上の差異を避ける。	
14	時計協	輸入通関時の製品検査の煩雑・高コスト	・輸入通関時にシステムで指定された製品は、製品検査（特定物質含有の有無）を受ける。EU REACH規則（EC）No.1907/2006に適合している旨の試験報告書が要求され、これをもって輸入許可を受ける（許可は1年間のみ有効）。輸入通関に時間と費用がかかる、現品検査のため欠品が生じる等の問題が生じる等、ビジネスに影響が及ぶ。	継続	・時計類の製造業者は、同規則で対象とされている特定化学物質の川下ユーザーとなるため、サプライチェーンで川上業者から得た含有情報とその妥当性をリスク管理することを表明することで適合性可として欲しい。	・TAREKS:Risk-Based Trade Control System
15	日農工	トラクタ輸入に係る完成品の同梱義務	・トラクタ輸入毎に販売台数に応じて本機完成品の同梱が必要。その為、コンテナ搭載効率が非常に悪い。	新規	・本機完成品の同梱ルールを廃止して欲しい。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	外貨借入規制	・外貨収入(※)があるトルコ居住者は国内外金融機関から外貨借入が一定範囲内で可能であるが、外貨収入がない場合は外貨借入が原則禁止。一方、仮に現地通貨を借り入れる場合は、昨今の政策金利大幅引き上げにより市中金利60%超であり、資金調達に困難な状況。 (※)外貨収入の定義は、輸出に伴い獲得した外貨収入であり、トルコ国内取引により得た外貨収入は含まれない。	継続	・外貨借入規制の撤廃。	・為替管理関連法
2	日機輸	銀行貸出規制	・2022年来、中銀による国内貸付、外貨買付に係る規制が頻繁に発効あるいは改正され、且つ即日発効の場合もあり、資金繰りに甚大な影響を及ぼす可能性がある。	継続	・中銀による現行の貸出規制の撤廃。 ・また、規制発行時における猶予期間の設定。	・CBRT Regulations
3	日機輸	国内外貨決済の不可	・2022年4月の通貨価値保護法の改正により、国内企業への物品販売代金の回収を外貨ではなくトルコリラで行わなければならない、輸入商品販売において為替変動リスクを負わざるを得ない状況が継続している。	継続	・通貨価値保護法を再度改正し、国内外貨建て決済の実施を可能とする。	・通貨価値保護法
4	日機輸	国内外貨決済の不可	・国内外貨決済が禁止され、更に外貨への両替手数料が上昇し、採算に深刻な影響を受けており、取引継続の見直しにもつながらかねない状況。	新規	・通貨価値保護法を再度改正し、国内外貨建て決済の実施を可能とする。 ・応急処置として、外貨への両替手数料をゼロにする。	・通貨価値保護法
5	日機輸	為替先物規制	・在トルコ企業は、トルコ国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。	継続	・外貨管理規制の緩和。	
6	日機輸	為替先物規制	・在トルコ企業はトルコ国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。	継続	・外貨管理規制の緩和。	
7	日機輸	為替規定の運	・中央銀行（TCMB）より新規定が次々と発信されるが、詳細運用について	継続	・新制度についての情報集と早期対	・Press Releases from

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		用の不明確	の情報が不足して実務的な対応が難しい。		応。	TCMB
8	日機輸	クロスボーダー資金調達上の制限	・ 国外の財務拠点から借入を行う場合、財源使用税、印紙税、VAT等様々な税金が付加され、極めて割高となる。	変更	・ 税制改正による、課税撤廃。	
5. 税制						
1	日機輸	RUSF課税	・ RUSF (Resource Utilization Support Fund : トルコ語ではKKDF、日本語では財源使用税) は、トルコの居住者が銀行から資金を借入れる際、あるいは、商品を現金前払い決済以外の方法で輸入する際に、所定のレートにより計算された金額が課税されるトルコ独自の制度。海外メーカーから商品(トラック)を仕入れる際に延払条件を受けているが、RUSF制度の存在により、輸入通関迄にメーカーへの返済を余儀なくされており、資金繰りに影響を及ぼしている。	継続	・ RUSF制度自体の撤廃。或いは特定品目(トラック)に対するRUSF適用税率の6%から0%への変更。	・ 税関関連法
2	日機輸	RUSF課税	・ 非居住者から居住者への融資に対しRUSF (Resource Utilization Support Fund=財源使用税) がかかるため、グループ全体の資金効率が低下する。	継続	・ RUSFを撤廃して頂きたい。	・ KKDF (Resource Utility Support Fund) ・ 官報2011.10.13付28083号 ・ Decision No2011/2304
3	日機輸	RUSF課税	・ 輸入品代金は通関時に支払い済みの証明を提出しなければ、関税とは別に輸入申告額の6%相当額のRUSF (Resource Utilization Support Fund=財源使用税) を追加で支払う必要がある。RUSFの支払いを避けるためには、輸入時の即時の代金支払いができるよう、地場銀行からの借入により資金を追加で手当する必要があるため、資金効率と利益率が著しく低下する。	継続	・ RUSFを撤廃して頂きたい。	・ KKDF (Resource Utility Support Fund) ・ 官報2011.10.13付28083号 ・ Decision No: 2011/2304
4	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・ OECDをはじめBEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする国があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないものであり、各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重(または多重)課税となりがねない複雑な課税に繋がることが懸念される。それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業(資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外)であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス(課税の根拠となる結びつき)のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・ 既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・ 今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。	・ BEPS2.0プロジェクト ・ Law 7194
6. 雇用						
1	日機輸	現地人雇用義務	・ 工期6か月以上の機器+据付指導員派遣(S/V)は、P/Eの対象となるが、P/E設立の為に、外国人(=S/V)1名の雇用に対して5人のトルコ人を雇用する必要があるが、現地に製造拠点を設けない(=トルコ人を多く雇用できない)本邦企業にとって契約履行の妨げになっている。	継続	・ 1:5ルールの撤廃。	・ トルコ労働省: 2011年8月2日付「労働許可証4817番の運用に関する通達」
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	Assemble Visaの短い有効期間	・ S/V派遣にはAssemble Visa (入国より1年間の間に3か月有効)の取得が必要だが、3か月以上の期間延長が不可のため、据付期間が3か月以上に渡る場合、S/Vの変更が必要となり無駄な手間とコストがかかる。	継続	・ Assemble VISAの期間延長。	・ トルコ労働省: 2011年8月2日付「労働許可証4817番の運用に関する通達」
2	日機輸	社会保障協定の未締結	・ 社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。	継続	・ 社会保障協定の締結に向け、交渉開始をお願いしたい。	・ International Social Security Agreement

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	商標権に関する問題点	・商標権侵害における刑事摘発からの刑事訴訟の長期化。 (事例：3年経過しても一審審理中)	継続	・審理早期化。	
2	時計協	摘発令状取得の困難	・摘発令状に関する裁判所側のルールが厳格化された模様。このため、摘発令状の取得が困難になっており、模倣品業者の摘発ができない。	継続	・令状発行のための判断基準の提示、明確化。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	・環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	免税手続き変更による通関手続の遅延	・調査の結果、2020年12月より援助案件であっても政府機関の海外調達について免税が適用されなくなった。援助貨物輸入の際に支払うべき輸入税を予算化していない省庁は、輸入税が支払えず貨物が港に滞貨し、保管費用等が余計に発生、サプライヤにも一部費用負担の要請が来る事案が発生。最終的には、輸入者である政府機関から税関当局に“後日輸入税を支払う”旨のレターを発行する事で輸入は出来たものの、前述の通り無駄な追加費用・時間が発生した。	変更	・援助案件の輸入貨物等に関わる免税システム、もしくはそれに代わるものを構築する様働きかけて頂きたい。	
5. 税制						
1	日機輸	二重課税	・二重課税の問題がある。	継続	・二重課税を防止する租税条約の締結について働きかけて頂きたい。	

2024 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2024 年 10 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商・投資グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

禁無断転載